

平成28年度第1回青森県青少年健全育成審議会議事録

日時：平成28年5月31日（火）

13:30～15:30

場所：青森国際ホテル 5階 芙蓉の間

（司会）

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

会議に入ります前に本日の配付資料の確認をさせていただきます。

皆さんに事前に送付しました次第の裏面の方に配付資料一覧がございます。

こちらを御覧ください。

次第、本日お配りした席図、委員名簿がございます。

そして、議事説明資料として、資料1、青森県青少年健全育成条例の改正について。参考資料として、その新旧対照表と改正後の全文があります。

資料2として、青森県青少年健全育成条例の運用概況について。

事前にお送りした別冊として、青森県青少年健全育成条例の運用概況（平成27年度）という水色の冊子がございます。

次に資料3ですが、A3版で折りたたんでいる「青森県子ども・若者育成支援推進計画」に関連するモニタリング指標があります。

そして資料3-1「命を大切に作る心を育む県民運動」の推進など、青少年・男女共同参画課の資料がございます。

資料3-2、地域若者サポートステーションについて、労政・能力開発課の資料がございます。

資料3-3、本県の問題行動等の状況について、学校教育課の資料がございます。

資料3-4、発達障害のある子ども、ひきこもりの子ども・若者への支援について、障害福祉課の資料があります。

資料3-5、平成27年中の県内少年非行概況について、少年課の資料があります。

資料4は、かなり厚めの資料ですが、関連事業の一覧がございます。

そして、資料5ですが、こちらは「青森県子ども・若者白書（平成27年度版）」について。別冊として、事前に送らせていただきましたが、「青森県子ども・若者白書（平成27年度版）」がございます。

そして、資料6が「青森県子ども・若者白書」の中にあるコラム、インターネットとスマートフォンの部分の抜粋したものです。

続いて、資料7が1枚もので青少年のインターネット利用の環境づくりに係る県の取組についてという資料です。

最後に、本日追加で、デーリー東北の2016年1月26日の新聞の切り抜きをお配りしています。資料は意見交換で使う資料となっております。

また、その他の資料として、「青森県基本計画 未来を変える挑戦」。企画調整課から配布してほしいとのことでお配りしております。

以上、過不足ございませんでしょうか。

もし足りない資料等ありましたら、事務局の方までお願いします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「平成28年度第1回青森県青少年健全育成審議会」を開会いたします。

まずはじめに、青森県環境生活部 鈴木部長から御挨拶申し上げます。

(鈴木部長)

皆さん、こんにちは。

青森県環境生活部長の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

平成28年度第1回青森県青少年健全育成審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から青少年行政をはじめ、県政全般にわたって格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、近年、インターネットやスマートフォンの普及など、子ども・若者を取り巻く社会環境は急速に変化しており、子どもが加害者又は被害者となる痛ましい事件の発生や、虐待、いじめなどの問題は残念ながら依然として後を絶ちません。

また、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援についても、大きな社会問題となっているところです。

こうした状況を踏まえまして、県では、平成25年1月に青森県子ども・若者育成支援推進計画を策定いたしまして、本県の子ども・若者の成長と自立を社会全体で支援していくため、関係機関等と連携しながら各種施策を展開しているところでございます。

本日は、本計画に基づく県の取組状況のほか、青森県青少年健全育成条例の運用概況、今年3月に作成しました青森県子ども・若者白書などについて御説明申し上げます。

委員の皆様には、青少年の健全育成に向けて、それぞれのお立場から忌たんのない御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

ここで、前委員の退職に伴い、今年度から新たに委員として御就任いただいております方を御紹介いたします。

青森県高等学校長協会、青森県立板柳高等学校校長の米持聡委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

(米持委員)

こんにちは。

板柳高校の米持といいます。よろしくお願います。

前任の櫛引先生がこの3月で御退任ということで、自分がその後任ということで、審議会に出席させていただくことになりました。

様々な御意見等、参考にさせていただいて、自分の学校に帰っても運営に活かしていきたいと思いますので、どうぞ御指導、よろしくお願いいたします。

以上です。

(司会)

米持委員、ありがとうございました。

なお、本日御出席の委員数は20名となっております、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。

ここから先の議事進行は、宮崎会長をお願いします。

(宮崎会長)

それでは、改めましてこんにちは。

先ほど、部長さんからもお話がありましたけれども、いろんな青少年・子どもを取り巻く事件、あるいは事故が後を絶たないわけですね。

私は、教員養成をしておりますけれども、御承知のとおり、この夏の参議院選挙から18歳から、高校3年生からは、参政権者になるという、非常にそういう意味でも、また、節目の時を迎えているんだというふうに思っております。

いろんな問題を解消する、良い意味できっかけになっていけばなというふうに考えているところでございます。

今日、それぞれの皆様方のお立場から、忌たんのない御意見をいただければと存じます。

限られた時間ではありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日は、五つの案件、議事、案件が用意されております。

15時半までという予定ですので、どうぞ御協力、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1番目、青森県青少年健全育成条例の改正についての御説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

皆様、こんにちは。

この4月から青少年・男女共同参画課課長に参りました山谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に「青森県青少年健全育成条例の改正について」資料1を御覧ください。

これは、条例改正の概要について、簡単に書いておりますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法という）が、平成27年11月13日に一部改正されたことに伴い、この法律を引用している県の青少年健全育成条例において、風営法から引用する条項の号ずれ、こういったことが生じたために、所要の整備を行ったものでございます。

条例改正の内容が、この風営法に影響された号ずれを調整するというのが主体でございましたので、公布日が平成28年3月25日で、施行日は平成28年6月23日、これは風営法の改正と同日の施行になっております。

以上でございます。

（宮崎会長）

ありがとうございました。

この点について、何か御質問、皆様の方からございますでしょうか。

これは、私も詳しくはないんですが、ダンスホール等に対する風営法の規制の改正ということで、法律改正があったことに伴うことのようにです。明るいか暗いか、酒類を提供するかどうかとかで適用に違いがあるようです。全国的に一律、このような形になったものと思われそうですが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続き議事の2に移ります。

2番目は、県青少年健全育成条例の運営の概況について、また御説明お願いいたします。

（事務局）

青少年・男女共同参画課 青少年グループマネージャーをしております森田と申します。昨年度に引き続き、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

では、資料2に基づきまして御説明させていただきます。

資料2とお手元に青森県青少年健全育成条例の運用概況（平成27年度）というブルーの冊子があると思います。こちらも御覧いただきながら説明して参ります。

まず資料2を御覧ください。

青森県青少年健全育成条例、この制定の趣旨、経緯というところでございます。

条例でございますが、昭和54年12月に制定され、昭和55年4月1日から施行されました。

条例の趣旨ですが、県民総ぐるみ運動を基調とした青少年の健全育成の推進、それから関係業界の良識ある判断と自粛、これによってその目的を達成しようとするものでござい

す。

先ほど、課長の方から説明がありましたが、この間の2月議会での改正も含め、これまで計10回の改正を重ねてきたところでございます。

続きまして2番、青少年健全育成審議会でございます。

昭和55年、青森県附属機関に関する条例に基づき、青少年の健全な育成に関する調査審議を行うため、この審議会を設置したところでございます。

審議会においては、条例の規定により、その権限に属された事項を調査審議することとなっております。

それから、図書类等部会を置いて、有害図書类等の指定や優良書籍等の推奨、青少年育成関係者等の表彰を行うこととしております。

それから、平成26年8月には、いじめ防止対策推進法に基づく知事の再調査に関係について調査審議をするということで、いじめ調査部会を新たに設置したところでございます。

審議会については、昨年度、1回開催しています。

図書类等部会につきましては、4回開催しております。

いじめ調査部会については、昨年度の開催はございませんでした。

続きまして3番、有害図書等の指定状況でございます。

昨年度は、月刊誌8冊、コミック誌15冊、計23冊を有害図書等として指定したところでございます。昭和55年以降の指定総数ですが、13,117点となっております。

また、こちらに書いておりませんが、総ページの3分の1以上が有害であるものについては、審議会の意見を徴することなく指定することになっており、いわゆる包括指定と言われるものですが、昨年度は77点指定しているところでございます。

続きまして4番、優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況でございます。

青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画、それから団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しており、昨年度は、優良書籍として2冊、それから優良映画として1本を指定しているところでございます。昭和55年からの累計では126点となっております。

続きまして2ページを御覧ください。

5、条例に基づく表彰状況でございます。

青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの、又は青少年、青少年団体でその活動が他の模範となると認められるものに対して知事表彰を行っています。昨年は、五所川原市の木村守伸さん含め4名の個人、それから団体については、馬門自治会さんを表彰したところでございます。昨年11月に表彰式を行いました。昭和55年からの受賞者総数ですが、個人155名、団体36団体となっております。

続きまして6、社会環境浄化活動でございます。

条例の遵守状況を調査するために、立入調査員として青少年・男女共同参画課員8名を調

査員として配置し、県内全域において調査活動を行っています。

それからもう一つ、青少年健全育成推進員の方と一緒に社会環境浄化一斉調査ということで県内の書籍店等を調査しています。去年は6月から12月まで一斉調査を行いました。

調査における把握数ですが、有害図書類等の収納自販機が69、有害図書類の取扱書籍販売店、これはいわゆる書店でございますが、90、有害図書類等取扱スーパー等、これはスーパーやコンビニ、雑貨店になりますが、578、有害ビデオ、DVDの取扱店87、有害コンピュータソフト販売店44、個室カラオケ営業店47となっております。

続きまして、有害図書類収納自動販売機の設置状況でございます。

本県の自販機ですが、昭和56年11月以降、年々減少傾向にありましたが、平成6年から増加傾向にあったということで、平成8年の条例改正によって、自販機数の販売等の状況を把握し、条例の効果的な施行と行政指導が行えるように業者に設置の届出を義務付けています。

平成16年以降は減少傾向にあり、昨年度の状況は69台となっております。

設置されている市町村数ですが、11市町村、20箇所ということで、全て遮へい板を使用し小屋がけした、いわゆる店舗型というスタイルになっているところです。

今後も設置業者などに条例の遵守に関する行政指導等を行っていくこととしております。簡単ですが、説明の方は以上となります。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

条例の運用概況について、大体恒常的に行われているのが有害図書類の指定等。今日この後、部会がございますけれども。あとは、健全育成に寄与する団体等の表彰など恒常的に行われているということでしたが、どうでしょうか。今の御説明で何か御質問はございませんでしょうか。

昨年度は、重大ないじめ事案というのはいなかったもので、いじめ調査部会は開催されなかったという説明だったと思います。よろしいでしょうか。

では、意見交換の時間帯で振り返って御発言いただいてもよろしいかと思いますので、先に進めさせていただきます。

それでは、議案の3に入りたいと思います。

県子ども・若者育成支援推進計画の推進についてということです。

この計画は、25年1月に策定されまして、その計画の進行管理は、本審議会の中での意見や提言を施策に反映させていくということになっております。

まずは、事務局の方から資料3に基づいて、関連するモニタリング指標について、御説明をお願いいたします。

(事務局)

青少年・男女共同参画課の織笠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料3のA3、縦長の大きな用紙になりますが、青森県子ども・若者育成支援推進計画に関連するモニタリング指標ということで取りまとめています。これらの指標は、平成25年の計画策定時に個々の取組の進捗状況を確認するためにモニタリング指標として設定されたものです。

この計画の左側、基本目標が1、2、3と3本ございまして、それぞれ重点目標が1から11まで、11本ぶらさがっているという体系になっております。

この表は、色が付いておりますが、先にそちらの方を簡単に御説明します。

この表の一番下に※で書いてありますが、色づけの部分、モニタリング指標の数値が前回値より良くなっているものが黄色、悪くなっているものが青色、判断つかずが色なしに色分けしております。

例えば、一番上のNo.1、豊かな心の育成の部分ですが、青少年の意識に関する調査における回答率というもので、それぞれ指標を設定しておりますが、この調査が隔年調査でございまして、昨年度は調査が実施されなかったということで、判断つかずの色が付かないになっております。

同様にNo.4の部分も同じ調査に基づくものですので判断つかずと色が付いていません。

それから、下に参りまして8番、いじめへの対応ということで、本県におけるいじめの認知件数が、例えば、前回値、平成26年3月末の時点で968件だったものが、27年の3月末時点で1,225件と大幅に増えております。ですが、その中身について、小さなものも含めてカウントするに切り替えたことで件数が上がっているとのことで、良くなった、悪くなったと判断できるものではないという担当課からの説明がございましたことから、この部分は色付かずと。後ほど、説明があるかもしれません。

同様にその下の16番、家庭の教育力向上のための支援の推進という部分ですが、家庭教育に関する相談件数として、県総合社会教育センター、子ども家庭支援センター、児童相談所の合計件数ですが、相談件数が増えたから良い、悪いというものではないということで、判断つかずという一定の判断をしているものでございます。

一方で、前回値より良くなっている黄色の部分でございます。何点か御紹介します。

5番、就労支援の充実という部分で、②番の高校新卒者の就職内定率ですが、前回値で27年3月末97.2%から、28年3月末で98.4%と数値が伸びているということで良くなっていると、黄色の枠となっております。

それから、また下にいきます15番、非行・犯罪防止対策の充実という部分です。ここの部分についても、後ほど、警察本部の方から説明があるかとは思いますが、県内の少年非行の状況ということで①から③番まで、少年犯罪の部分の数値ですが、それぞれ数値が下がっているということで、ここの部分が黄色の色づけとなっております。

逆に悪くなっている青色の部分も幾つか御紹介します。

2番の健やかな体の育成という部分ですが、体格・体力・ライフスタイル調査、これは文

科省の調査でございますが、この調査において全国平均を上回った学年数。平均値が全国平均を上回った調査項目数ですが、26年度、53項目から44項目に下がってしまったことから、青色になっています。

それから6番、ニート・フリーターに対する就労支援の強化というところでございます。

若者サポートステーションにおける就職等進路決定者数でございますが、26年度336人から27年度は227人に減っているということで青色となっています。

私からは以上でございます。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

子ども・若者育成支援推進計画の各項目を1枚に一覧で示されたものが、このモニタリング指標なわけですが、この後、主だった関連の施策について、資料の3-1から3-5までに従って、それぞれの担当部局の方から御説明していただきます。

御質問等は、その後、お受けします。よろしくお願いたします。

それではまず、資料3-1の「命を大切にすることを育む県民運動」、それから「地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業」ですね。これについては、本審議会の事務局でもある青少年・男女共同参画課の方から御説明をお願いいたします。

よろしくどうぞ。

(事務局)

それでは、引き続き、私、織笠から御説明させていただきます。

資料3-1、命を大切にすることを育む県民運動の推進についてでございます。

そもそも、この県民運動ですが、次代を担う子ども達が命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく生きているよう、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに命を大切にすることを育む県民運動を平成16年度から県民一体となって推進しているところでございます。

この活動ですが、平成16年に長崎県佐世保市で起きた小学生による同級生殺害事件を契機に、「命を大切にすることを育む県民運動庁内推進本部」を設置し、全庁的に取り組むこととし、さらに、関係する多くの関係機関と一緒に「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」を設立し、県民総ぐるみで推進するとしたところでございます。

取組の内容ですが、まず、命を大切にすることを育む県民運動推進会議・フォーラム開催事業でございます。

アの推進会議会員数ですが、これは先ほど御説明いたしましたモニタリング指標の一つの指標になっております。簡単に先ほどの資料でおさらいいたしますと、会員数が27年3月末時点で1,415だったものが28年3月末で1,452まで増えたということでございます。

これは、現在も広く会員を募集しているところをごさいますて、関係団体への働きかけなど、御協力をお願いいたします。

続きまして、県民運動推進フォーラムの開催です。

昨年度は、本年2月7日にリンクモア平安閣市民ホール、青森市の方で開催し、今年度は、来年1月29日に五所川原市のオルテンシアで開催する予定としております。

次の2ページを御覧ください。

命を大切にすることを育む絆プロジェクト事業でございます。

まず、命を大切にすることを育む地域との絆づくり応援事業でございますが、昨年度の取組として、地域で育む交流体験創出事業ということで、民間団体や商店街等の地域資源、人材と連携して、通年、又は長期休暇等の一定期間、継続した体験活動の機会を創出し、子どもたちに様々な世代や団体との協働作業を体験させるというもので、広く公募で実施者を募りまして、4地区のNPO法人に委託し実施しております。

次に地域声かけ交流促進事業ですが、声かけリーダーを対象とした研修を行うとともに、県内全域の小中学校で「あいさつ・声かけ促進キャンペーン」を8月に実施いたしました。小学校120、中学校48、命を大切にすることを育む県民運動推進会議の構成団体が21、これらが参加しまして、大規模にキャンペーンを実施したところでございます。

本年度ですが、地域で育む交流体験創出事業については、昨年と同様、NPO法人に委託し、実施することとしております。

地域声かけ交流促進事業の方ですが、8月にキャンペーンを実施する予定でございます。

次に命を大切にすることを育む未来へのメッセージ発信事業でございます。

昨年度は、未来へのメッセージの公募・表彰を行っておりますが、自分の夢や希望、将来の目標など、未来への前向きな思いをテーマとしたメッセージを県内小中高校生を対象に公募、審査・表彰を行ったところでございます。

応募状況ですが、小学生の部1, 518点、中学生の部2, 052点、高校生の部1, 835点もの多数の応募をいただいております。

次に3ページを御覧ください。

本年度ですが、これまでのメッセージ図画に加えまして、動画の部門も追加いたして公募する予定としております。審査員長は現在選定中ということで、今後、ホームページにも掲載して、広く募集をしていきたいと考えております。

それでは、その裏の4ページを御覧ください。

地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業でございます。

困難を有する子ども・若者の現状ということで、左上にございますが、ニートやひきこもり、発達障害、不登校などといった困難を有する子ども・若者の状況を踏まえまして、25年には推進計画を策定ということで、26年度までネットワーク事業ということで協議会の設置、総合案内窓口の設置、支援機関マップの作成、研究会・フォーラム等を開催して参りました。この部分では、公的機関を中心としたネットワークの構築というものを目指して

取り組んだものでございます。

ここからの課題ということで、公的支援機関は県民にとって敷居が高い。また、民間団体による支援が期待されている一方で、取り組む団体が少ないといったような課題があるということから、27年度と28年度の2か年の重点事業といたしまして、この拡大事業を実施してきているところでございます。

本事業の狙いとしていたしましては、地域に根差した支援ができる体制づくりに向けて、民間支援団体の取組の拡大と地域ネットワークの構築を図るということでございます。

27年度の取組ですが、子ども・若者民間支援活動ハンドブックの作成ということで、民間団体の支援活動の拡大を図り、県民が安心して民間支援を活用できるように支援プログラムの内容や支援に当たっての共通留意事項をまとめたハンドブックを作成、配布したところでございます。

また、民間支援団体の育成研修会の実施や県民理解のためのフォーラム等の開催ということで昨年度は実施しました。

本年度の取組でございます。

子ども・若者民間支援団体育成研修の実施です。これは昨年度に引き続き民間支援団体のスキルアップを図るための研修を開催することとしております。

また、民間支援団体登録制度の創出と民間支援モデルの普及ということで、県民が安心して民間支援を利用できるように、民間団体の登録制度を創設しようとしているところでございます。

また、民間支援モデルの普及を図るために、登録団体を対象に他の民間団体、又は公的支援機関と連携した支援活動など、地域に根差した支援活動のモデル的、先導的取組を公募して、委託事業として実施することとしております。

さらに、こうした取組について、民間支援活動事例集というものを作成いたしまして、広く普及を図っていきたいと考えております。

次に3番です。

子ども・若者支援地区連絡会議の設置でございます。

関係機関が連携した支援活動、支援体制とするためには、地域レベルでのネットワークが必要で、子ども・若者育成支援推進法では、市町村でこうした地域協議会の設置を努力義務としているところでございますが、現実的には、市町村ごとに設置することが困難で、そういった民間支援団体が全くないという町村部もございます。そうしたことから、まずは県内を3ブロックに分けて、市町村やその他公的支援機関のほか、各地域の民間支援団体含めた地区連絡会議を設置して、そこで情報共有等を図りながら、体制整備を図っていくというものでございます。

最後に4番目として、子ども・若者支援に関する県民理解の促進ということで、昨年度に引き続き県民フォーラム、公開講座を開催することとしております。

私からは以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

子ども・若者支援、あるいは青少年健全育成の担当課である、青少年・男女共同参画課の方から御説明をいただきました。

最も、子どもにとっての命を大切にといった基本的な理念を普及させるということ。それから、子ども・若者支援の体制づくりと言いますか、枠組みづくりと言いますか、そこに関わるような総論的なお話だったかと思えます。

それでは、引き続き、この後、各論的な御説明に入っていきます。

次は資料3-2に基づいて、子ども・若者の就労関係の分野でしょうか。労政・能力開発課の方から御説明をいただきます。

よろしく願いいたします。

(労政・能力開発課)

労政・能力開発課の角と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、地域若者サポートステーションについて説明させていただきます。

地域若者サポートステーションとは、資料のとおり、平成18年度から国が実施しております、働くことに悩みを抱えている若年の無業者に対して、悩みと申しましても、働きたくとも働けないとか、仕事が長続きしないとか、コミュニケーションに自信がない、そういった悩みを抱えている若年の無業者に対しまして、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談等により、職業的自立を支援する機関でございます。これは、厚生労働省が民間事業者等を事業実施者として認定しております。県内では2事業者、正確には、4か所ございます。後ほど、場所について説明いたします。

支援対象者としましては、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者です。

主な支援の内容としましては、複数の専門家が連携し、例えば、キャリアコンサルタントをはじめとする専門スタッフが連携してサポートしたり、不安が自信に変わるような経験を植え付けたり、講座など、職業体験などの様々なプログラムによってサポートしていくということでございます。

簡単ではございますが、地域若者サポートステーションの機能は以上でございます。

2ページ目になりますけれども、地域若者サポートステーションは、青森市では古川のスカイビル2階、セブン・イレブンの2階にあります。青森市にはもう1か所ありまして、さらにジョブカフェあおもり、これは観光物産館アスパムの中の3階にございます。

もう一つは、ひろさき若者サポートステーション、こちらは弘前の土手町、パークホテルの近くでございます。

はちのへ若者サポートステーション、こちらは十三日町にチーノというのがありますけ

れども、昔のイトーヨーカ堂ですが、そちらの向かいにサポートステーションがございます。

以上の4か所で、地域若者サポートステーションということで、働くことに悩みを抱えている若年の無業者の方々に対して支援をしている状況でございます。

簡単ですけども、以上でございます。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

その次は、資料3-3に基づきまして、本県の児童生徒について、学校との関連での児童生徒の問題行動の状況と、いじめ防止等の取組について、県教委の学校教育課の方から御説明をいただきます。

よろしくどうぞ。

(学校教育課)

県教育庁学校教育課の小田原と言います。よろしくお願ひします。

まず最初に、先ほど、モニタリング指標の中でNo.8のいじめへの対応と、この数字が増えていることについて若干説明させていただきます。

26年3月末から27年3月末まで、968件から1,225件となっておりますが、これは必ずしも悪化しているものではないという説明です。これは、簡単に言えば、いじめ、どの部分からいじめと認知するんだということを幅広く認知するようになったからであります。というのは、文科省の指示で、それまではいじめと言ってもどれをいじめとして認定するか、各校においてばらつきがあったのですが、文科省の方から、幅広く対応するためには、さ細なことまでも認知して、それに対応していかなければならないと言われました。学校のいじめの認知件数が多いことは、それだけで学校が駄目だということではありませんよとも。幅広く認知しなさいということで、例えば、典型的ないじめとあれば、集団で一人を無視するとか、身体的に手を加えるとか、そういうのであれば、誰でもいじめとして認知するんでしょうけれども、例えば、元々仲が良かった同士が、仲悪くなって、人に対して嫌がらせの言葉を言ったと。相手の方は、それで傷ついたと。こういうものでもいじめとして認知しなさいと。幅広く認知して対応していきなさいということで、このように数字が増えていったものです。

現在でも、どこまでいじめとして認知するのか、まだなかなか難しい面がありますけれども、この数字は、そういう意味であります。

次に、資料3-3問題行動等の状況について御説明します。

まず、いじめへの対応ということで、26年度の本県の、これは、公立学校について説明させていただきます。公立学校のいじめの認知件数は1,197件ということで、前年度の950件よりも増加しております。内訳としては、小学校が大幅に増加と。中学校が減少、高校が増加している状況にあります。

いじめの解消率については、小中高とも90%を超えており、平均でも96.5%と、全国の88.7%を上回っている状況にあります。

次に不登校についてです。

平成26年度の本県公立学校の不登校児童生徒数については、小学校が213人、前年度より17人の増加。中学校が959人で前年度より17人の減少と。高校が168人で前年度より37人の減少となっております。

次に暴力行為についてです。

暴力行為の発生件数は312件で、前年度の402件と比べ大きく減少しています。特に中学校の校内暴力が前年度比87件減と大きく減少している状況にあります。

最後に高等学校の中途退学者数についてです。

公立学校の中途退学者は246人と、前年度の292人より減少しているという状況にあります。

次に平成28年度いじめ防止等の取組について説明させていただきます。次のページの絵になっている、ポンチ絵になっている方を御覧ください。

この取組については、大きく3本の柱からなっております。

一つは、左上の方に書いてあります、児童生徒・保護者等の支援体制構築と。それから、右上の方に書いてあります、指導力向上のための調査研究。右下の方に書いてあります、意識啓発への取組と。この3本柱となっております。

まず、児童生徒・保護者等の支援体制の構築から説明させていただきます。

一つは、スクールカウンセラーの配置・派遣、これは拡充しております。

それから、スクールソーシャルワーカーの配置（拡充）、ソーシャルメディア等監視員の配置、電話相談体制の強化、青森県いじめ防止対策審議会の設置、いじめ防止対策学校支援事業、子どもを見守る環境づくり推進事業と。八つ目が各種連絡協議会の開催となっております。

次、右上の指導力向上のための調査研究ですが、一つ目は、思いやりを育む安心できる学校づくり実践研究事業。二つ目が、魅力ある学校づくり調査研究事業。三つ目が、学校教育センター研修講座等となっております。

三つ目の柱、意識啓発への取組については、これも三つからなっており、いじめ根絶キャンペーン推進事業。いじめ根絶ポスター作成・配布。最後が電話相談周知カード作成・配布となっております。

学校教育課からは以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

引き続きまして、資料3-4になります。障害をもった子どもに関する支援事業に関する御説明を障害福祉課の方からお願いいたします。

よろしくどうぞ。

(障害福祉課)

障害福祉課の蓬畑と申します。

私からは、発達障害のある子どもへの支援と、ひきこもりの子どもへの支援ということで御説明させていただきます。

まず、資料3-4を御覧ください。

発達障害のある子どもへの支援の部分ですけれども、県では、発達障害児に対する支援を総合的に行う地域の拠点といたしまして、平成17年度に発達障害者支援センターを青森市に設置いたしました。

発達障害に関する相談対応ですとか、指導・助言を行ってきまして、相談件数も年々伸びてきているということもあり、平成28年4月1日には、五所川原市に新たに発達障害者支援センターを開設しているところです。

これにつきましては、今年度中に県南地域にももう1か所増設する予定でございます。

これによりまして、各地域の拠点として関係機関との連携を強化した上で、発達障害児に対する支援を総合的に行っていくことを目指しているところです。

事業内容について、今年度の部分を簡単に御説明いたします。

まず(1)の部分は、発達障害者支援センターで行う事業になっておりまして、発達障害児及びその家族に対する相談支援の実施。

また、発達障害児及びその家族に対する発達支援の実施。それから就労支援。また関係機関等に対する普及啓発及び研修という事業を発達障害者支援センターでは実施しています。

(2)については、県で実施する事業になっておりまして、検討委員会、続いて2ページ目の方に移りますけれども、県民向けフォーラムを実施することとしております。

このほかに発達障害者支援体制促進事業といたしまして、関係者のスキルアップ研修会ですとか、個別支援計画コーディネーター養成研修会というものも行う予定です。

そのほかに家族サポート応援事業といたしまして、ペアレントメンターのフォローアップ及びトレーニングということで研修会を実施することとしています。

また(4)は、今年度の重点事業になっておりまして、強度行動障害児者の支援体制整備事業として研修会を行うほか、ヘルプマークの普及事業として、外見では判断のつかない障害をお持ちの方に対するヘルプマークということで、その作成と配布を今年度中に行うこととしております。

引き続き3ページ目でひきこもりの支援について御説明いたします。

県では、ひきこもりの子ども・若者への支援といたしまして、これまで県立精神保健福祉センターで、こちらに書かれてあります1から6までの事業を実施してまいりました。簡単に御説明いたしますと、まず1は、精神保健福祉相談という相談事業。それから、精神科医によるクリニック、診療の方を行っているものでございます。

2は、こころの電話相談といたしまして、電話相談員が電話による相談に対応するものになっています。

3は、本人同士のグループによるグループ療法になりまして、これによって家族以外の場で同世代を中心とした対人関係を経験することによって社会参加を促進することを目的として実施しているものです。

4につきましては、それらの家族の方について悩みを共有したり、本人への対応方法について学び合うということを目的とした家族教室になっています。

そのほか、関係者を集めた研修会ですとか、普及啓発事業ということで行っているんですけども、28年度からは、こちらの県立精神保健福祉センターに青森県ひきこもり地域支援センターを設置いたしまして、3から6の事業は、ひきこもり地域支援センターの事業として実施することとしています。これによって、ひきこもりに特化した第一次相談窓口として、周知することによって、これまでどこに相談して良いか分からない方が、まずここに相談すれば適切な相談機関をご紹介した上で、関係機関連携して対応することを目指しているところです。

障害福祉課からは以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

それでは、5番目に、これは少年の非行犯罪関係の問題ですね。少年の規範意識ホップ・ステップ・ジャンプ事業について、県警の少年課さんの方から御説明をお願いいたします。

(少年課)

警察本部少年課の松沢といいます。

それでは、平成27年中の県内の非行概況、それから昨年度、本年度と2か年で実施しておりますホップ・ステップ・ジャンプ事業について説明させていただきます。

まず、平成27年中の県内の少年非行概況についてですが、27年中の刑法犯少年の数、これは346人。刑法犯少年というのは、刑法、いわゆる刑法に触れる行為をした少年ということで、346人という数字がどうかというと、平成26年中は464人でしたので、118人減少しています。

過去遡ってみますと、昭和23年から、いわゆる非行少年の統計をとっていますが、戦後、昭和23年以降、最少の数字ということで、十数年前から右肩下がりで非行少年の数は減少していますが、昨年はその最少の数値になったということです。

この346人という数、内訳を見ますと、この中で窃盗犯で検挙されている少年が254人、約7割が窃盗犯という形になります。

窃盗にもいろいろな手口がありますが、その中でも最も多いのが万引きです。万引きが189人、刑法犯少年が346人ですので、半数以上が万引きで検挙されていると、補導さ

れているといった状況になります。

万引きの内訳を見ますと、小学生、中学生、高校生とありますが、その中で小学生だけの数が昨年、平成26年よりは増加しています。そのほか、中学生、高校生は減少していますが、小学生だけは増加していると。全体的に見ると数は減っていますが、小学生ということで、低年齢の対応が必要なのかなという状況になっております。

小学生で検挙された人数、補導された人数、平成27年中47人、その前の年は32人といわゆる15名増加という形になってはいますが、その中で万引きだけで見ますと、万引きで検挙・補導された少年、平成27年中は36人と。26年中は22人と。万引きで14名増加しておりますので、万引きで検挙された子がほとんどという形に見れます。

いわゆる万引き対策をしっかりとすれば、いわゆる非行少年の数は更に減らせるだろうということになっております。

次に裏面ですが、ホップ・ステップ・ジャンプ事業について説明します。

これは、平成27年度、28年度の2か年で実施しているもので、どういったものかと言うと、いわゆる非行の低年齢化及び再非行への対応ということで取り組んでおります。

まず、「ホップ・ステップ・ジャンプ」のホップ事業を説明しますが、いわゆる小学生の非行を減らせば、小学生が中学生、高校生と成長していきますので、低年齢のうちに規範意識を醸成させようということでホップ事業というものに取り組んでおります。これは、県内の小学校全校に少年課で作りました「ホップカード」、いわゆる決意宣言を自ら書かせるカードを配布しまして、これを小学校4年生から6年生を対象にしているのですが、自ら書かせて、それを教室などに掲示して、自分たちの目で見ることによって、その規範意識を醸成させようというものでございます。

次に「ホップ・ステップ・ジャンプ」のステップ事業になりますが、こちらは、県内全校、小学校、中学校、高校全校にJUMPチームというものを設置しております。JUMPチームは何かと言いますと、いわゆる生徒たちで決意した非行防止、非行防止活動をしようというものでございまして、いわゆる各校における挨拶運動だったりとか、そういったものに取り組んでいる状況にあります。

その小学生と中学生、高校生と連携して活動を行うことによって、いわゆる小学生に対しても先輩の中学生や高校生の姿を見せることによって規範意識を醸成していきましようというものでございます。昨年度から活動の内容をビデオ撮影して編集したものを各校に配布しております。それを見てもらって、更に意識を高めてもらおうというものでございます。

最後にジャンプ事業ですけれども、これは年に1度、県内のJUMPチーム、それからボランティア、少年警察ボランティアの方々がいるのですが、一堂に会しまして、各学校JUMPチームの取組の事例発表などをしてもらい、そこで規範意識の向上について参加者全員で考え、その内容を共有して、その後、学校の方に持ち帰って、それを反映してもらおうということで、これらによって、小学生から規範意識の向上、それから少年非行防止JUMPチームの縦の連携の強化、それから更なる活動の活性化、それから各学校、地域社会におけ

る規範意識の高揚が期待できると考えております。

私からは以上で説明を終わります。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

それでは、最後に本計画についての平成28年度、今年度の計画の関連事業の全体についてを資料4に基づいて再び青少年・男女共同参画課の方から御説明いただきます。

よろしくどうぞ。

(青少年・男女共同参画課)

再び、青少年・男女共同参画課から御説明させていただきます。

資料4でございます。

青森県子ども・若者育成支援推進計画に係る関連事業一覧ということでございます。

こちらは、先ほどまで各関係課からモニタリング指標に係る主要な施策について御説明申し上げたところですが、庁内、様々な取組をしております、それぞれこの推進計画に係る重点目標に位置付けられるような関連事業ということで、全庁的な調査をして、この資料に取りまとめた結果ということで、昨年度から、このスタイルでこの審議会に御報告させていただいているものです。

この資料、1枚目は総括表になっております。

2枚以降にそれぞれ個別の事業が重点目標ごとに取りまとめております。それぞれ、平成27年度の事業数、最終予算額、個表の方でいきますと、27年度の取組状況と28年度の主な事業内容ということで事業全体の概要が分かるような形式になっております。

私からは、1枚目の総括表について簡単に御説明します。

それぞれ重点目標ごとに個表に取り上げられている関連事業を合計した事業数、最終予算額、それから今年度であれば事業数と、当初予算額。大変失礼しました。資料の右上の28年度ののところ、最終予算額となっておりますが、当初予算額の誤りでございます。失礼いたしました。

例えば、基本目標の1、子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援であれば、平成27年度は75の事業、最終予算額で30億1,949万6,000円の事業規模で実施いたしました。

今年度は、事業数72、当初予算額の規模で言いますと33億1,503万1,000円という事業規模で取り組んでいくということでございます。

同様に2の困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援では、全体として昨年度37の事業、約6億4,900万の事業規模でした。今年度は45の事業、約9億2,500万の事業規模で実施していくこととしています。

それから、3番の子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくりでございますが、昨

年度57の事業、18億673万円から今年度は63の事業で19億4,281万6,000円の事業予算で取組を進めていくというような一覧となっております。

私からは以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

駆け足で担当のそれぞれの課の方から御説明をいただきました。

最初にモニタリング指標というものが示されまして、そのうち、主だった事業について御説明をいただき、また最後に今年度の事業の今後の計画について数値で、予算面でお示しいただいたところでございますが。

委員の皆様方、それぞれの御関心、お立場の視点から、どこからということなく、御質問、御意見をお願いいたします。

(宮野委員)

資料の3-1の後ろなんですけど。

この左の上に困難を有する子ども・若者の現状ということで、本県における状況とあります。これでニートの数、ひきこもりの数がここで書かれているのですが、ニートが平成19年の推計、ひきこもりが平成22年の推計ということで、随分古いデータのような気がするのですが、実際、現状というのであれば、もう少し新しいデータが入ってきてもいいのかなと思うのですが、この辺りは、その後、調査とかはしていらっしゃらないのかということをお聞きしたいです。

また、不登校の数が、先ほど、学校教育課で出された数と若干違って、これは、私立の学校も入ってということなのか、その辺りの数字のことについて御説明いただきたいです。

(宮崎会長)

どうですか、事務局の方で。

(事務局)

この数値は、この当時に国の方で調査した数値を基に県の推計という形で出して、その後、国の方の調査がやられていないということもありまして、このままの状況になっていました。

(宮崎会長)

では、県独自では、最近の、ここ数年の数字は把握していないということですね。

(事務局)

そうです。

(宮崎会長)

そうですか。

あと、不登校については、学校教育課さんの方で何かお分かりでしょうか。

(学校教育課)

私どもが把握できるのは、公立学校の分だけなんです。表に出ているのは公立学校の分だけです。

(宮崎会長)

そうすると、これは国立、私立が加わった数字でしょうかね。

(事務局)

資料3-1の4ページの地域に根差した…という資料の数字は、ちょっと私どもは分かりません。

(宮崎会長)

宮野委員の方では、よろしいですか。

(宮野委員)

はい。

不登校に関してはよろしいです。

ただ、数値で出てきているものですから、できればニート、ひきこもりについて、先ほど、平成28年度からは、青森県ひきこもり地域支援センターが設置されるということですので、できればニートとかひきこもり等についても、もう少し新しいデータが取られてもいいのかなと思うのですが。私の意見でございます。

以上です。

(宮崎会長)

何かございますか。

(船木委員)

青森大学の船木です。

県が開催した昨年度研修会の時に、国の推定値から青森県の推定値を出している数値に

ついて27年度分ということで資料を提出していると思うのですが、その数値と今の資料の数値の整合性はないですか。

一番最新の数値ということですが、基本的には、確定した調査をしているわけではないので、国自体も推定値でしか出していないから、県としても、その上に基づいて推定調査していたと思います、昨年度。ですから、その数値が出されれば、それは最新数値になっているはずなので、改めて確認いただければありがたいんですけど。

(事務局)

ニート、ひきこもりについては、そもそもどこに何人いらっしゃるのか、なかなか把握することが難しいということがございまして、この資料に載っている平成19年のニート、平成22年のひきこもりについては、国の方でも全数調査はできませんので、推計したということで、この平成19年の国の数値に基づき、本県は人口の割合で考えると、ニートは8,500人ぐらいだろうと。

そして、ひきこもりについては、平成22年の国の推計値に基づいて、県の人口から考えると6,000人ぐらいだろうということで公表した数字ですが、その後、国の方で新しい調査もしておりませんので、今の船木委員からお話のあった昨年度の公表された新しい数字というのは、国のこの古い数字に今の県の人口を掛けるとこのぐらいだろうという推計値でございまして、いずれにしろ、推計値ですので、新しい数字を出した方がいいんじゃないかという考え方でその時は出したんだと思うんですけど、この資料3-1につきましては、当時の国の推計と同じ年度の県の人口を使った推計値ということで掲載させていただいたものでございます。

いずれにしても、人口割合を掛けて出した推計ということで、数字が合っていないことについてはお詫びいたします。

全国的にも地域限定で研究されているような調査というのは、なくもないんですけども、都道府県レベルでの調査というのはやられていないと思いますので、今後もこの実態把握というのは、課題になっていくと思います。

ということで、御了解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

(宮野委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(宮崎会長)

委員の皆様で、何かこの辺、御存知の方とか、いらっしゃいませんか。

なかなか難しいんでしょうね。桁が100人とか1,000人単位というのは、やはり推計から出すしかない類のデータなんですよ。でも、若者支援という意味では、なかなか把

握しないで、支援事業も政策も難しいところもあるとは思いますが、

性質上、難しいところなんでしょうね。

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

(高橋委員)

先ほど、小学生の非行が増加したということで、7割を窃盗犯が占めているということで、それがほとんどが万引きということで、多分、ゲームのものとか、そういうものが欲しくて増えているんじゃないかなと思うんですが。

私のところにも小学生の万引きを繰り返す子の相談がこの頃増えているんですね。それで、その状況を見ると、何度も何度も繰り返して、親御さんが何度も何度もしつけというか、教えているし、学校でもやっているんだけど、なかなか本人たちに染み込んでいかないというか、入っていかないということで、そのことでの相談が増えているんです。

それでいろいろと相談、聞きながらなかなか発達のバランスが悪い子が多いのではないかと、親御さんの許可をもらって検査してみたりすると、やっぱり記憶力のところだけが低下しているとか、何か言語理解のところだけが低下しているとか、でも全体的にやると普通の知能の範囲にいますので、先生方が毎回理解するのに凄く困難だろうし、親にしても、ここのところは理解しているようだけど、ここは理解していないしということで、凄く混乱が多いんだなと思うんです。

それで、その相談を受けながら、個別の子どもについての情報を拾い集めて、それをまた保護者さんとか、学校の先生とかと共有することで、また医療機関とも連携をとって落ち着いたというケースがここところ増えているので、小学生の部分のスクールカウンセラーの拡充がもっとあった方がいいんじゃないかなと思うんですね。

今、見ていると、前までは中学校の不登校が多かったので、学校内での暴力、暴行というのがあったので、中学校でのスクールカウンセラーの数を増やしていたんですが、今は、小学生の頃の発達のバランスの悪い子たちが見えてきて、衝動性が高かったり、不注意傾向が多かったりして、その子をどういうふうに育てたらいいかということに関しては、やはり専門家が入って対応するというので、私は効果が凄く期待できるのではないかなと思ったので、今、更なる拡充ということで提案しました。非行少年の、「私たちはやりません」ということのスローガンを書くというのも凄くいいんですけども、ちょっと、そのバランスの悪い子のほかに、やっぱり虐待されている子どもたちもいて、その子たちがいろんな部分で成長していないこともありますので、親御さんの相談窓口とか、教職員への研修というものをもうちょっと身近でできるような人たちを派遣するというのが大事なことかなと思って、今、提案しました。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

そうですね。いじめも小学校だけが増えているということも関連があるのか、ないのかということですが、学校教育課から、何かこの点についてございますか。

(学校教育課)

素晴らしい意見だと思います。この件も含めて、いろいろな方面から警察でできること、学校教育課でできることなど、こういう会議で出てきた意見を基にしてやっていきたいと思っております。素晴らしい意見でした。どうもありがとうございます。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

いろんな多様な背景があるかなと思いますけど、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにもございますか。

どうぞ、田村委員。

(田村委員)

弁護士会の田村です。

ちょっと幾つかお聞きしたいなと思ったんですけども。

サポートステーションのこのモニタリング指標を見ると、27年度が進路決定者数が減ったんだというお話になっているんですけど。

(宮崎会長)

これは、資料3-2ですね。

(田村委員)

そうですね。資料3と資料3-2になるかと思いますが。

これは、そもそもサポートステーションを使う全体の人数が減ったからなのか。それとも、サポートステーションの使っている人数はそんなに変わらない、若しくは増えているんだけど、進路決定者数が減ったということなのか。そうだとすれば、そこをどうするんだろうというのが、ちょっと御説明だと分からなかったのですが。

つまり、このモニタリング指標は、何をしたいんだろうということになるかと思いますが。

次が、同じ項目の一つ下なんですけど、離職率が上がっているというのが出ているんですけども。これは、全然説明がなかったのも、何なんだろうと。新卒の方の側に問題があったのか、雇う側に問題があったのか、その辺はどうなっているのかなと。あるいは、この対策をどうするんだろうというところです。

すいません、ちょっと、幾つか分からないところが。

(宮崎会長)

これは、労政・能力開発課の方からでしょうか。お願いいたします。

(労政・能力開発課)

サポートステーションのことについて、ちょっとお話します。

私も実は、正直な話、4月から着任しまして、なおかつ地域若者サポートステーションは実態は、厚生労働省さんの方が運営しているので、県の方は若年者の就職支援という視点の中で就職に至る前の若者を一体的に支援しようということでジョブカフェ青森、いわゆるアスパムの方にあるんですけども、そちらの方で協力的に運営すると同時に、意見、情報を共有している状況です。

実は、恥ずかしながらちゃんと把握してないんですけども、事業者も時々毎年変わっておりまして、その事業者によって支援の方法とかカウンセリングの方法とか、そういうのは実際変わっているようなんですね。なので、数は大事じゃないというわけではないんですけども、その受けた事業者によって、なかなかやり方が変わっていることもありまして、私も実はその辺の分析がしっかりできていないというのが正直なところですよ。

ですから、その辺は、私もあまり生半可な返事はできませんので、関係機関、例えば労働局さんの話を聞いたりしまして、ちょっと分析させていただきたいと思います。

(宮崎会長)

船木委員どうぞ。

(船木委員)

船木です。

ジョブカフェとサポートステーションに数年支援をさせていただいていることもありますので、少し意見を述べさせていただきます。

数字の問題ですが、今、お話がありましたように、この事業が基本的にその単年度事業で、事業所が毎年変わるというか、継続性が持てないというのが一つ大きな課題だと思います。

それから厚生労働省管轄といえども、行政的には数字がかなり重視されるという指導があるようです。私は、当事者ではないので言えませんが。ただ、先週の子ども・若者支援ネットワーク協議会でも、松本先生がおっしゃっていましたが、数字だけでこれを評価できるかということはいえると思います。

ただ、サポートステーションの場合には、やはり就職をしたい、若しくはひきこもりの子ども、その人たちが、就職まで結び付くかというのは、非常に簡単ではない。ですから、そのもの自体の様々な手立てをとっているのが実情です。私自身は一つは当事者の人たちの

コミュニケーションスキルを高めるトレーニングにお手伝いをしたり、それからいわゆるあがり症克服とかいろんなテーマをもとにお手伝いをさせていただいていますが、そういう面ではサポートステーション事業そのもの自体、非常に効果的かとは思いますが、この内容的なものを含めながら、やはり統一性を持てるかどうか、若しくは、画一的ではないんですが、そういう個別支援も含めた形でより質の高まりをも評価すべきだろうと思います。

今後、弘前、八戸、青森含めて県内の中で、このサポートステーションがどうなるか、それから、これは全国事業ですから、全国の中身として教訓的なものをこのサポートステーションの事業所でやはり共有できていければいいのかなと私自身は思っているところです。

以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

ひとまずは、田村先生よろしいでしょうか。

(田村委員)

そうすると、このモニタリング指標って何か意味があるんですか。同じことがちょっといじめの認知件数でもあったので。

根本が違うんだと。いじめの件数も968から1,225に増えたのは、こういうことがあったからですよと文科省から言われたから、広くとりましょうと。そういうんだとすると、前後の前提が変わってしまっているんで、何の意味もない数値だろうと。ではそれに代わってどういうものを見ていくと、いじめへの対応というこの取組項目が達成できたということにするのかというのは。

(宮崎会長)

いじめ解消率とかが御説明の中にはあったんですよね。そっちの方が、良いかもしれないとか。

(田村委員)

要検討じゃないかと思う。

(宮崎会長)

その辺りは、この指標の難しさというのがあるのかと思いますし、青森県で経年で良くなったと言っても、全国との比較ではまだまだとか、あるいは全国より良いとかですね、いろいろな分析の仕方によって改善なのか、後退なのかというところがですね、なかなか難しいところですよ。全般的に言えることではないかなというふうには思います。

(田村委員)

検討していただきたい。離職率が高いというのは何か原因があるものなのですか。世の中で言われていたゆとり世代うんぬんかんぬんとかってというのは何か関係しているのですか。県内が際立ってるとかではないのですか。

(宮崎会長)

勤務条件がきつかったりとか、いろいろな要素があるのかなと思いますが、何か離職率の関連でお気づきの委員の方でもいらっしゃいますか。

(船木委員)

では、すいません。度々申し訳ないです。船木です。

実は私、大学にいますので、全国的に今、大学教育の中にはキャリアデザインを必修科目として取り入れていますし、それから、今青森県で言いますと、キャリアサポート事業ということで、高校で大学生と一緒に、キャリアサポートを。そういう意味で言うと、今までの就労支援というよりも、キャリアデザインをきちんと持つべき、それが就職するだけの問題ではなくて、一生の課題として、どういうふうなことを高校、大学で身に付けていくのかという課題を、今、全国の高校、大学では、盛んに行われていると思います。

そういう意味で言うと、実はこの離職率が問題なので、1年以内で離職する数っていうのは高いし、3年以内も高い、ただ単なるミスマッチではなくて、社会に生きて行くというのはどういうことなのかというものをも学びましょう、というのが今一つの課題としてあるわけですね。

今、国自体が、ワークライフバランスとか様々やはり人生の生き方を考えましょうってことを提案しているわけですから、その点でやはり効果的にやれるかどうかということが課題となっています。数字的には離職率は全国的にほぼ同じ数字だというふうに私は見えます。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

少し時間が押してきましたので、先に案件の4の方に入らせていただいてよろしいでしょうか。後の方で時間がありましたら、また意見等をお出してください。

それでは子ども・若者白書ということで、この27年版ができました。これについて、まずは事務局から全体の御報告をお願いいたします。

(事務局)

青少年・男女共同参画課青少年グループの奥田と申します。私の方から資料5「青森県子ども・若者白書平成27年度版」について説明させていただきます。もし「青森県子ども・

若者白書平成27年度版」をお持ちの方はこちらもお聞きください。

青森県青少年健全育成条例の第10条の規定により、青少年の現状と課題を明らかにするとともに、青少年に関連する各分野における主要な取組内容を取りまとめた青少年白書、これをこれまでも隔年で作成してきました。これを、平成28年3月に、27年度版として、青森県子ども・若者白書という名前で作成しました。

概要について、この若者白書の方は大きく分けて、三つの構成からなっており、第1部は、子ども・若者の現状と課題ということで、青少年に関する様々な統計データを取りまとめております。

第2部は、先ほどもお話があった、子ども・若者育成支援施策の計画の内容を取りまとめたものになります。

そして第3部、こちらは本県の子ども・若者関連事業の概要について、子ども・若者育成支援推進計画における基本目標や重点目標毎に掲載したのになっております。

私の方からは、時間も押しているようなので、第1部の方をかいつまんで大事なところを説明していきます。

まず、白書で言うと3ページになりますけれども、第2章青少年の健康ということで、本県の児童生徒の身長、体重、座高こちらの方は全般的に全国平均を上回っています。そして児童生徒の体力については、走力、瞬発力、投力が、全国平均を下回る傾向にあるということです。

続きまして第4章の青少年の労働というところになりますが、白書で言いますと26ページ以降になります。本県の新規学校卒業者、高等学校の方ですが、求人状況は、就職希望者数3,586人に対して、求人数が3,977人、就職者数は3,574人となっております。県内の方が1,962人、県外が1,612人となっております。

また、先ほども話が出ましたが、卒業後3年以内の離職率、これは全国平均より高いという状況になっています。

次に、第6章の青少年の意識、こちらは白書で言うと41ページになりますが、26年度に実施した、青少年の意識に関する調査の結果を掲載したのになります。

本県の子どもたちですが、家族、家庭はおおむね安心できる、肯定的に安心できる居場所だと答えていたり、学校生活についてもおおむね楽しいという状況にあり、本県の子ども・若者は、自分自身が成長していく主要な環境である家族、家庭、学校生活、また、住んでいる地域も全体で9割以上が好きということで、いずれもおおむね良好と受け止めており、環境充足感が高い状況にあります。

また、自分自身に対して、どういうふうに考えて自分自身を大切にしていますかとか、自分自身が好きかとか、そういった質問については、小学校、中学校、高校と成長と共に段々と自分のことに対する肯定感などが低くなっていく状況にあります。ですので、どんなことにも自信を持って、積極的に取り組むことを奨励することが求められており、それを実行するためには、子ども・若者自己肯定感、自己有用感といったものを高めてやるのが、不可

欠なものと考えております。

そして、次第にスマートフォンや、携帯電話などが段々と、小、中、高校生たちに広まっておりますけれども、本県の状況も調査しましたところ、携帯電話とスマートフォン、こちらの所有状況は、小学校では31%、中学校では34%ですが、高校になると、100%くらいになってきてまして、ラインを使っている生徒達も中学校で74%、高校で87%、また、その中で悪口やいじめなどそういったものを見たりとか、フィルタリングをまだ有効に使っていないとかいろんな状況がこの調査で分かりました。

ですので、本県においても携帯、スマホ、こういったものは生活様式に効率性をもたらす半面、コミュニケーションは特定の相手や少数の限定メンバー間だけの非対面的閉鎖的なものに変化しつつありまして、遊びはそこで提供される狭いゲームの中でのめり込むというような、非人間的な日常をもたらす可能性があることに、十分留意しなければならないという状況を把握しております。

ですので、この白書の中のコラムにインターネットとスマートフォンということを経験に、当審議会の会長でもあります弘前大学の宮崎教授、当審議会の委員である、青森県インターネットプロバイダー防犯連絡協議会の高松委員、サイバー防犯ボランティアの活動もやっておられます青森公立大学の大学生の方、この3名の方にコラムを書いていただき、白書の中に掲載しました。

こちらの内容については、この後、意見交換の中でお話していきたいと考えております。以上簡単ですが、青森県子ども・若者白書についての説明を終わらせていただきます。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

27年版の子ども・若者白書は、今日、議題の3のところ、いろいろと各担当部局からお話いただいたところと重なっていることと思います。

そして、27年版のいわば特集と言いますか、特集テーマとしてネット、スマホということが組み立てられておりまして、今日の5番目の意見交換というのは、ネット、スマホを中心にとすることで予定しておりました。

それでは、時間の関係で進行を組み換えさせていただいて、先にそれではこの白書の中の特集テーマであります、インターネットとスマートフォンに関するところについて、私よりも高松委員の方が、詳細な分析をしてくださっております。それから公立大の学生さんのレポートもございます。資料6に基づいてまずざっと見ていただいて、そして、スマホ、携帯を含めて、一般的な意見交換をこのあと残り時間でいたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、資料6をご覧ください。

最初は私が書かせていただきましたけれども、極めて理念的と言いますか、私自身、スマホは持っていません、ガラケーしか持っていません。ラインとか学生がやっているのを横

目に見て、さっぱり分からないという状況であります。ただ、見てて、電車の中とかほとんどがスマホをいじっています。高校生に限らず、大人もですよ、歩きスマホとかいますよね。親は子守スマホといますか、子どもに持たせたりとか、タブレットも含めてですね、そういう危機的な状況にあるかなということを冒頭の方では書いてございます。

ある人に言わせますと、これはもう生活習慣病、新しい生活習慣病じゃないかと言ったりしているようですけれども、このスマホでいうと10センチ四方のバーチャルな世界の中に、大人も子どもも皆入り込んでいる状況というのは非常にどうなるのかなと、スマホを使わない私なんかは思うわけですが。

さて、私が結論的に68ページの最後のところで本当に当たっている指摘かどうか分からないのですが、中学生、高校生に対して、スマホのルールを上からトップダウンで与えてもなかなか難しいのではないかということ最近全国的にも考えられており、68ページの真ん中辺ですが、高校生ICTConferenceという試みがあるようです。それをちょっと紹介したんですけども、青森県はまだまだなのかなと思っていました。これは要するに、高校生たちが自分たちでスマホのルールを自分たちの危なかった経験など基にして作って、自分たちで守っていこうという動き、ボトムアップのこういうルール作りというような動き、とてもいいのではないかなと思って私は書きました。

そうしたら、ある方から示唆をいただきまして、今日配ったデーリー東北の新聞の切り抜きは私が直前に事務局にお願いしたのですが、八戸市の、市校長会と全市26校で、中学校の生徒会等と一緒にあってスマホのルールを自分たちで作ってみよう。しかもそれは八戸市で統一ではないんですよ、八戸市のそれぞれの中学校で学校単位で作っていきましょう。だから、ある中学校は夜9時以降は止めましょう。ある中学校は10時以降は止めましょうとかですね。自分たちでルールを作っていくという例があることを知りまして、つい最近のことですよ。これは大学生なんかも弘大の学生なんかも関わって昔からネットパトロール隊というのがありますが、青森市内でも古川中学校で先頃、講習会が行われているところがニュースで報道されていました。

こういう下からのルール作りというのが大事じゃないかというのが私がここで書かせていただいた結論なのです。これに対して、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

引き続きまして、高松委員の方からお願いいたします。

(高松委員)

今回、インターネット、スマートフォンの適切な利用に向けてということでコラムを書かせていただきました。内容としましては、全体的にネット社会と言われている非常に情報が、多くの情報がネットから取得できるという今の環境がありますが、こういった環境になるまでの経緯というところで、そのポイントとなった部分についての記載と、あとはこれからどういったネット社会になっていくのかと。それに向けて、青少年と言いますか、そのネットを使う人がどういったことをやっていけばいいのかということをもとめてみました。

簡単に説明をさせていただきますけれども、まず1985年に日本電信電話公社が民営化され、そこから通信の自由化ということになりまして、ここからネットの普及と言いますか、進歩と言いますか、これが急速に進んできたと言われていています。その中でさらにネットの普及を加速させていったのが1994年に携帯電話、それまで携帯電話というものはレンタルで使うものだったのですけれども、これが、個人で買って使えるというような仕組みになりまして、ドコモとかが携帯電話を個人向けに販売するという形で携帯電話が普及していきました。

ただ、この携帯電話については、電話のほかにメールとかが使えるところが中心だったのですが、その時点でも今のインターネットを使うためのブラウザと言いますか、そういった機能もあったのですが、当時は携帯電話ではそのブラウザ等を使うと通信の料金とかも結構高かったものですから、そういったものは使われなくて、どちらかと言うとメールとかが主体だったのではないかなと思っています。

その後、2007年に今のスマートフォンの始まりと言いますか iPhone が発売されて、そこからスマートフォンというものが急速に普及していきます。2014年にはフューチャーフォン、従来の携帯をフューチャーフォンと言いますけれども、それとスマートフォンの割合が逆転するという形で急速に普及していつています。このスマートフォンというのは、携帯電話と違いまして、パソコンを持ち歩いているような感覚で使えると、従来であればインターネットと言いますと、自宅なり会社にあるパソコンを使って一人1台というよりは1台の物を共有で使っているという時代だったのですが、スマートフォンが普及することによって一人1台パソコンを持ち歩いているという環境ができていつて、それによって、個人でいつでも情報を発信できるし、いつでも情報を見れるということで、そういったところからSNSと言われるフェイスブックとか、ラインとか、情報を個人とやり取りをするということが簡単にできるようになっていつたものですから、SNSと言われているものの利用が拡大していつたという状況になっています。

さらに、利用料の低価格化とともに、スピードアップもしてきています。

これは、2020年に東京オリンピックがありますけれども、それまでに国内のインフラを整備しようということ、国としても進めているんですけども。2020年に向けて、更に加速的に進歩していくのではないかとされています。

今、スマートフォンで言う、その通信のスピードが、72ページのところに携帯電話の通信速度というものの推移が載っていますが、今年、ドコモの方で3月くらいに通信のスピードが370キロという、370メガというスピードのものになりました。従来、固定回線のスピードは100メガが普通だったんですけども、それをとうに越えていつて、今固定回線は、フレッツ光ネクストというものは1ギガというものがありまして、最高になっているんですけども、こちらの方が、2020年までには、それが目標としては10ギガ、スマートフォンとかで通信するスピードが10ギガということで、膨大な量のデータ通信ができるような環境が整っていくという形になっていきます。

これからのネット社会というのは、今までは人が持って情報のやり取りというものをやっていたのですが、I o Tと言いまして、物のネットワークと言われていますが、全ての、例えば冷蔵庫だったり、電子レンジだったり、今であれば監視カメラとかは繋がっていますが、そういった物自体がインターネットにどんどん情報を発信して、その情報を基にしていろんなサービスを提供したりというものが、注目されていまして、どんどん進んでいくだろうと言われていまして。

さらにインターネット上から得られる情報というものが膨大になっていきますと、実際にその利用を「適切な利用」と書いたんですけども、利用していくに当たって、今現在、取り組まれているものとしては、先ほども話がありましたフィルタリングだったりとか、あとは、そういった悪質だったり違法なサイト等をサイバーパトロール等で取締りをして摘発をしていくとかということが行われています。

あとは、子どもたち、又は保護者、先生方へのインターネットとかの情報モラルの教育というものをやっているのですけれども。やはり、膨大になっていく情報の中で、フィルタリングであったりとか、サイバーパトロールでの摘発というのは、やはり限界等があって、イタチごっこみたいな形になっていますので、やはり、今後適切に取り組んでいくためには、その使う人が自分の身は自分で守ると言いますか、そういった形の知識を持っていく必要が絶対あると思います。

そのためには、情報モラルであったりとか、インターネットを使う上で、このインターネットというのは、今、私がここで情報を書き込むことは、どういうことになっているのかというのをイメージしてもらおうというか、そういったものが必要ですし。

あとは、発信されている情報の見分け方であったりとか、そういったものをやはり覚えてもらってというか、教育をして、その自分でそういったものを判断できる。社会に出ると、こういったインターネットは、必ず使わなければいけないものになりますので、そういった時に、自分の身は自分で守るための知識というか、そういったモラルなどを青少年のうちから吸収してもらおうというか、覚えてもらう必要があるのではないかという形でまとめさせていただきました。

以上です。

(宮崎会長)

どうもありがとうございました。

それでは、今日、公立大の学生さんの部分は割愛になりますけども、非常に県内外で取り組まれているということが報告されているかと思えます。

それでは、行政の方の立場から、このネット・スマホに対応する様々な環境づくり等をなさっているということで、3部門から御説明をお願いします。

まずは、県警の少年課からお願いいたします。

(少年課)

少年課の松沢です。

資料7の青少年のインターネット利用の環境づくりに係る取組ということで、警察本部の取組状況について説明します。

まず一つ目ですが、非行防止教室及びインターネット被害防止講話の実施。これは、合同サポートチームとあって、警察本部の少年課と県教委の職員と合同で要請を受けて県内各学校であるとか、団体に出向いて非行防止教室、あるいは、最近ですとインターネット絡みの被害防止講話であるとか、そういったものを行っております。

ちなみに、平成27年度中、合同サポートチームの講話の回数は43回ということで取り組んでおります。

それから二つ目、サイバーパトロールの実施ということで、これは、警察自体でもサイバーパトロールは行っていますが、ボランティアの方にも委嘱して実施してもらっております。

先ほどのコラムの方に書いてありますとおり、大学生に対してもサイバーボランティアということで委嘱しております。平成27年中は、大学生のボランティア118名、これはどこの大学と言いますと、青森公立大、青森大学、それから八戸大学、それぞれ大学の学生にお願いして委嘱させてもらっている状況です。

実際、どういったことをしているかと言いますと、各人、サイバーパトロールをしてもらったり、あとは、大学生ボランティアが小学校や中学校へ赴いて、そこでネット被害防止の講話を行う。

それから、各種イベントへの参加。4番目に書いていますけども、サイバー犯罪防止キャンペーンというものを27年中、2回実施しております。主管は警察本部の保安課というところでやっているのですが、弘前にあるヒロロ、それからサンロード青森で、ホールを借りて各種広報活動などをやりました。その際に公立大の大学生ボランティアの方にも来ていただいて一緒に広報活動を実施してもらっています。

順番が逆になりましたけども、三つ目として、事業者に対するフィルタリング利用促進や広報に関する要請文の発出ということで、今年の3月、KDDI、ドコモ、ソフトバンクの3社に対して要請しております。これは、新学期を迎えるに当たって、携帯電話を購入される児童生徒さんが多いですので、来た方に対して業者の方からフィルタリングを推進、促進してもらおうといった要請になります。

それから、啓発動画「ストップ ネットトラブル」。これは昨年、一昨年、少年課の方で作成したネット被害防止の動画がございまして、県警のホームページで現在も公開していますが、こういったものの作成、公開するなどして広報している次第でございます。

私からは以上とさせていただきます。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

最後の動画は、ラップ調でノリが良い、とても良いイラスト入りのもので、私も拝見しましたけれども。

それでは、教育委員会の方からお願いいたします。

(教育委員会)

分かりました。

教育委員会の取組、①のインターネット被害防止講話の実施（警察・教育連携）ということで、これは警察本部の①の方と全く同じです。警察と協力してやっているものです。「共同サポートチームSTEP S」として、実際、私が担当しているのですが、各校の要請に基づいて、各校を歩いて少年の非行防止、犯罪被害防止というテーマですけれども、一番要請が多いのは、やはり9割ぐらいは情報モラルの講話。情報モラルって、要はインターネットの正しい使い方ですけれども、これについて講話してほしいというのが一番多くなっております。

②のサイバーパトロールの実施。これは、学校教育課に監視員を配置して終日インターネットを見ております。たまに、高校生とかが自分の顔写真を載せたりとか、ちょっとふざけた動画とかもありまして、いろいろ対処しているところであります。

教育委員会からは以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

それでは、最後に青少年・男女共同参画課の方からお願いいたします。

(事務局)

まず、各市町村の方に青少年健全育成推進員というものを設置していますが、その方たちに毎年1回、研修会をやっておりまして、今年も6月1日の八戸市を皮切りに県内6地区で開催することとしておりますが、今年度は、この研修会におきまして、外部講師として八戸市内の小中学校で生徒・保護者を対象にネット・スマホの安全教室をやっている方をお願いしまして、青少年をインターネット被害から守ることについてのスマートフォンを使った実習形式で研修をやるということを予定しています。

それから二つ目ですが、当課に事務局を置く、青少年育成県民運動を展開している「青少年育成青森県民会議」というものがありますが、その情報啓発誌の中でインターネット特集記事、インターネットに潜むわなから子どもを守るためにということで、ネットの使い過ぎ、オンラインゲームへの依存、高額請求とか、そういったインターネットに由来するような犯罪から守るために、特集記事を掲載し、県内小学校や中学校、そういったところに配布するような活動をしています。

以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

それでは、ネット・スマホに関連してということで、できれば皆様方から御意見、御発言をいただきたいのですが、どなたか。

どうぞ、石橋委員。

(石橋委員)

石橋です。

今、様々な県の対応、警察、教育委員会、知事部局、そして新聞にあるような生徒自身の中でもネットというものを考えていくという動きがあるわけですが。

先ほど、大学生の方を見ても、ある程度大人になれば、大学生ぐらいになれば、リアルの世界とネットの世界と、ある意味ではネットの世界もある程度それはそれとして対応できてきて、その両者の違いというものも認識すると思うんですが。

子どもたちの場合ということに限って言うならば、県の調査の第6章の青少年の意識の中にも、本県の場合、家庭、学校とか、そういった地域の、いわゆる居場所というか、居場所的な部分に対しての充足率、環境充足感というのは高いことが出ているようですが。

片や、全国的にも自己肯定感とか、自尊感情というものを高めていく。これは、日本全体のことだと思うのですが。

そういった子どもたちの本当の発達段階だという部分で、着目しているのは、リアルとネットの世界。それから、子どもの居場所という観点を考えながら、ネットというものを我々がどこに焦点を絞って、今までのところはネット犯罪とか、そういったところが一番急務なところだと思うのですが。

しかしながら、このような時代になった中で、それぞれの居場所論というか、そういった視点も加味しながら、あと、宮崎委員の方から出された、なるべく自分たちでそういったところを見極めていける力を多少時間が掛かっても育っていくような方策を考えていく必要があるのではないかと思います。

総論的な話ですけど。

以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

ほかに、中高生、あるいは子どもたちと身近に接しておられて、何かネット・スマホに関わって御発言ございませんでしょうか。

どうぞ、鎌田委員ですね。

(鎌田委員)

実は、私は独身でして、中学生も高校生もいません。子どももいないんですが。

実は、20年ぐらい前になりますが、私は印刷会社で製本の仕事をしていまして、年度末になりますと、小学校、中学校、高校から様々な資料の印刷物が来ました。落丁とか乱丁を防ぐために必ず印刷したものはチェックしていました。その中を見て、ざらって見ていた感じでも、今の子どもたちというのは、友達とは必ず仲良くしなきゃ駄目だというようなプレッシャーが段々強くなっているのではないかなという、そんな印象がありました。

そんな中でスマートフォンを使っていると、例えば、すぐに、ラインでもすぐに返事をしないと、「こいつは使えない」とか。「これは友達でない」とか。様々なプレッシャーがあるうちに、今度、やっぱり自分の中でも鬱屈したものが出てきて、それが溜まりに溜まると、今度悪口になっていじめになって、いじめられると、今度、自分は、いじめた方が悪いんじゃないなくて、いじめられている自分がおかしいんじゃないかという、精神的にも追い詰められたりしてと、そういうふうになっているのではないかと考えることがあります。

それで、ちょっと問題だなと思うのが、スマートフォンは、これからもどんどん新しいものが出ていくし、世の中というのは、これを持っていることが前提で進んでいくと思うので、駄目なものだとは思わないのですが、やはり、こういった機材を持つに当たっては、機材の使い方もそうですが、人付き合いというものをもっと徹底的に勉強する機会も同時に必要なのではないかと思います。

特に、仲良くする技術よりも、人とどうやってうまく喧嘩するか。どうやってうまく対立するか。そういった技術というものは、教育の中で必要なのではないかと思います。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

同調圧力というものですよね。ますます所有が低年齢化してきているというのは、そういうことかなと思うのですが。

ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。船木委員。

(船木委員)

今、鎌田委員がお話したのと、一つ、同じ意見で、基本的には、発達の、予防的、治療的なことを含めて考える時には、やはり人間関係や集団性、そのもの自体を身に付ける教育や社会性、環境があるかというのは、非常に大きな意味があると思いますので、そのことを考えるのが一つですけれども。

今、いろいろな事業を取り組んでおりますけれども、やはりそのもの自体に効果があるのかどうなのかということの効果測定をできないだろうかと、私は思っています。

ですから、県の事業や民間の事業そのもの自体が様々な効果としてどうなのかと。

一つは、インターネットの依存性の問題も今、世界的に使われている依存度テストというのが、日本語版も今出ておりますが、そういったものを学校の教育の中で簡単にやったものを一つは全体的に匿名性で調査をすることもできるだろうし、若しくは、個別の問題として治療的に関わることもできるだろうというふうには思いますが。そういう研究や検証や効果測定をやっていかないと、実際に事業をやっているものが効果があるのかというのは、非常に不安定だと思うんですね。

ですから、そういう面では、先ほどのモニタリングの話もありましたけれども、そここのころの研究と言いますか、事業にも入れていただけるような検討をお願いしたいなという意味でインターネットに関しては、特にそういう面は可能かなと思っています。

(宮崎会長)

効果の評価というようなお話だったかと思います。

それでは、ネット・スマホに限られず、最後の時間帯ですので、青少年の健全育成、あるいは子ども・若者支援全般に関して、何か御発言ありましたらどうぞ御遠慮なくお出してください。

どうでしょうか。

よろしいですか。

何かまた事務局の方に御意見とか御質問とかがあれば、直接お出してください。

それでは、これで予定していた五つの議案、終了いたしましたので、進行は事務局の方にお返しいたします。

(司会)

宮崎会長、委員の皆様、どうも長時間にわたりありがとうございました。

皆様からいただきました御意見、御提言につきましては、十分に参考にさせていただき、今後の取組に反映させていけるよう努めて参りますので、引き続きお力添いのほど、よろしくをお願いします。

なお、委員の皆様の任期が平成28年9月10日までとなっておりますので、今後、委員の改選の手続きを行うこととしています。委員の皆様に御協力いただくことなどあるかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それから、審議会終了後、図書类等部会の方を本日は予定しております。

御案内と違いまして、この同じ会場の芙蓉の間にて行う予定になってはいるのですが、こちらの会場のテーブル等をセッティングし直す関係上、図書类等部会の委員の皆様には、一旦、御案内の金扇の間、出てすぐところにある小さ目の部屋なのですが、そちらの方に控室を用意しておりますので、そちらの方に移動していただくようお願いします。

以上で平成28年度第1回青森県青少年健全育成審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。